

## リサイクル燃料備蓄センター

検査の独立性の確保について

令和 2 年 8 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

## 1. 検査の独立性に関する要求事項

<品質管理基準規則>

第四十八条 (機器等の検査等)

5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、**使用前事業者検査等の独立性**（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異なる要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。

<解釈>

第48条 (機器等の検査等)

2 第5項に規定する「**使用前事業者検査等の独立性**（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異なる要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。

4 第5項に規定する「**使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと**」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。

<保安措置運用ガイド（抜粋）>

また、検査の方法については、検査の独立性確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。

特に**検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮<sup>(注)</sup>する必要がある。**また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。

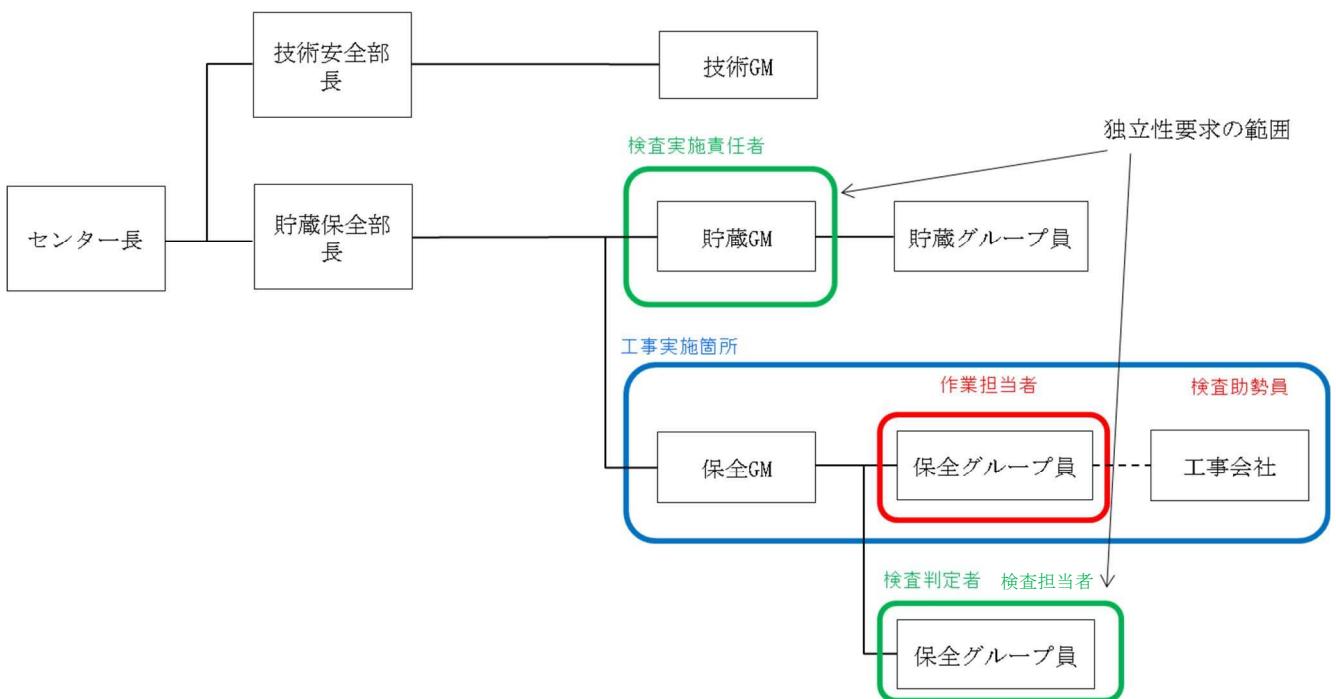
(注) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。

## 2. 独立性確保の考え方

事後検証可能な検査を除く、基本的安全機能を確保する上で必要な施設に関する検査については、検査実施責任者及び検査判定者の独立性を確保する。

すなわち、保安措置検査ガイドに基づき、検査実施責任者及び要員（検査判定者・担当者）は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮する。ただし、要員（検査判定者・担当者）は、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していないこととする。

### ○検査の独立性確保のイメージ



- ・技術GMは、組織的独立を確保する検査について工事実施箇所とは異なる部門から検査実施責任者を指名する。なお、技術GMは検査が必要な設備を所管していないため、工事実施箇所にはならない。
- ・検査実施責任者は、当該検査対象となる機器等の工事等に関与していない要員（検査判定者・担当者）で検査体制を構築する。

以上